

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2022年10月31日(月)

## 今週のことば

### 新たな総合経済対策

政府は物価高や円安などに対応するため、新たな総合経済対策を決定。電気やガス料金の負担軽減や子育て支援、円安を活かした経済構造の強靱化などを実施する。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

10/31(月) 仏滅 ハロウィン、8月決算法人の確定申告ほか

11/ 1(火) 大安

2(水) 赤口

3(木) 先勝 文化の日、先進7カ国(G7)外相会合(ドイツ)

4(金) 友引 一の酉、消費者センター開設記念日

5(土) 先負

6(日) 仏滅

## 先週の株と為替

|          | 日経平均株価      | 円(対米ドル)      |
|----------|-------------|--------------|
| 10/24(月) | 26,975 △ 84 | 149.25 △1.22 |
| 25(火)    | 27,250 △275 | 148.92 △0.33 |
| 26(水)    | 27,432 △182 | 147.08 △1.84 |
| 27(木)    | 27,345 ▼ 87 | 145.71 △1.37 |
| 28(金)    | 27,105 ▼240 | 147.07 ▼1.36 |

## 一般NISAの非課税期間終了時の取扱い

平成30年(2018年)に一般NISA口座で購入した上場株式や株式投信等は、本年末で5年間の非課税期間が終了となります。口座内の上場株式等を売却しないで保有し続ける場合は、①ロールオーバー(翌年の非課税投資枠に移管)するか、②特定口座等の課税口座に移管するかを選択できます。

### ◆ ロールオーバーを選択する場合は

非課税期間が終了する一般NISA口座内の上場株式等を、令和5年の一般NISA口座に移管する「ロールオーバー」を選択する場合は、引き続き譲渡益・配当等が非課税となります(手続きが必要)。

この場合、令和5年分の非課税投資枠(120万円)を使用するため、ロールオーバーする上場株式等の金額分(本年末の最終営業日の時価)だけ非課税投資枠が少なくなります。また、上場株式等の時価が120万円を超える場合でも、すべてロールオーバーできますが非課税投資枠は使い切ります。

なお、一般NISA口座からつみたてNISA口座へのロールオーバーはできません。

### ◆ 課税口座に移管する場合の注意点

ロールオーバーをしなかった上場株式等は課税口座に移管され、その後に生じた譲渡益・配当等は課税されます(譲渡損失は損益通算や繰越控除が可能)。

この場合、本年末の最終営業日の時価が課税口座における上場株式等の取得価格となるため、注意が必要です。例えば、一般NISA口座で当初100万円で購入し、本年末の時価が70万円に値下がりした上場株式等を課税口座に移管した場合、取得価格は70万円となります。そのため、移管後に70万円超で売却した場合は譲渡益が生じて課税されます。

## ■ この記事の詳細は、情報BOX201542

## 令和3年度の黒字申告割合は35.7%

国税庁によると、令和3年度における法人税の申告件数は306万5千件で、その申告所得金額は過去最高となる79兆4790億円(前年度比13.3%増)、申告税額は13兆9232億円(同14.9%増)となり、ともに2年連続で増加しました。

また、申告件数のうち黒字申告は109万3千件(同3.8%増)で、その割合は35.7%(同0.7ポイント増)となっており、黒字申告1件あたりの所得金額は7273万2千円(同9.2%増)でした。

一方、申告欠損金額は16兆8427億円(同29.0%減)、赤字申告1件あたりの欠損金額は853万9千円(同29.5%減)となり、大幅に増加した前年度から減少しました。

## ★★★ 11月のチェックポイント ★★★

※年末の資金計画を確認し、得意先管理の徹底と売掛金回収に努めます。借入が必要ななら早めに金融機関に提出する資料の作成をします。

※年末調整の準備を始めます。各種控除申告書など関係用紙を配布し、早めに受理し内容を確認します。年の途中で再就職した方は、前職分の「源泉徴収票」を取り寄せるよう依頼します。

※年末の繁忙期に臨時従業員が必要となる企業は、早めの募集活動を行います。

※毎年11月は「下請取引適正化推進月間」です。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 一般NISAにおける非課税期間終了時の選択と注意点等

## ◆概要

一般NISAは、年間120万円を投資上限として購入した上場株式や投資信託等による譲渡益や配当などが非課税となる制度で、非課税期間は5年間です※。

一般NISA口座で保有する上場株式や公募株式投資信託等で、平成30年(2018年)に購入したものは、令和4年(2022年)12月末で5年間の非課税期間が終了します。

非課税期間内に上場株式等を売却しないで引き続き保有し続ける場合は、①令和5年(2023年)に設定される一般NISA口座に移管(ロールオーバー)する、又は②課税口座(特定口座又は一般口座)に移管する、のいずれかを選択できます。

※令和6年(2024年)以降、一般NISAの非課税対象や非課税投資枠が見直され、2階建ての新しい制度に変わります。1階部分は、つみたてNISAと同様に一定の投資信託に限定して年20万円まで、2階部分は、上場株式や投資信託等(高レバレッジ投資信託など一部の商品を除く)を年102万円まで購入できる制度となる予定です。

## ◆ロールオーバーをする場合の注意点等

(1)ロールオーバーをする場合は、一般NISA口座を開設している金融機関に対して、あらかじめ「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要があります。

(2)令和4年(2022年)12月の最終営業日の時価により、令和5年(2023年)分の一般NISA口座に移管し、引き続き5年間は譲渡益・配当等が非課税となります。この場合、令和5年(2023年)の非課税投資枠(120万円)を利用するため、ロールオーバーを行った上場株式等の時価の分だけ非課税投資枠が少なくなります。なお、ロールオーバーできる金額に上限はないため、上場株式等の時価が120万円を超えていてもすべて移管できますが、非課税投資枠を使い切るため、新規投資はできません。

(3)異なる金融機関の一般NISA口座にロールオーバーすることはできません。一般NISA口座を利用する金融機関を変更している場合には、金融機関変更手続きを行い、平成30年(2018年)に利用した金融機関に令和5年(2023年)の新たな一般NISA口座を設定してください。

(4)一般NISA口座から、つみたてNISA口座へロールオーバーすることはできません。

## ◆課税口座に移管する場合の注意点等

ロールオーバーをしない場合、令和4年(2022年)12月の最終営業日の時価を取得価格として課税口座(特定口座又は一般口座)へ移管され、令和5年(2023年)以降に生じた譲渡益・配当等は課税されます。また、譲渡損失が発生した場合は損益通算や繰越控除が可能です。

なお、特定口座を一般NISA口座と同一の営業所に開設している場合は、特段の手続きをすることなく、特定口座に移管されます(特定口座がない場合は、一般口座に移管)。

※特定口座を開設している場合で、一般口座への移管を希望する場合には、金融機関に所定の依頼書を提出します。

## ◎課税口座に移管する際の「取得価格」について

課税口座に移管する場合、令和4年(2022年)12月の最終営業日の時価が課税口座における取得価額となります。移管後に売却した際は、その取得価額を基に譲渡損益を計算するため、移管する時点で保有資産が値上がりしているか値下がりしているかで、支払う税金に差が出ます。

特に課税口座へ移管時の時価が当初の購入額より値下がりしている場合で、移管後に値上がりしたため売却すると、課税口座移管時の時価との差が譲渡益となりますので、注意が必要です。

## 【値上がりしているケース】

例えば、平成30年(2018年)に120万円で購入し、令和4年(2022年)12月末の時価が150万円に値上がりした上場株式等を課税口座へ移管した場合は、取得価額が150万円となります。その後200万円で売却した場合、譲渡益50万円(200万円-150万円)に対して課税されます。

## 【値下がりしているケース】

例えば、平成30年(2018年)に120万円で購入し、令和4年(2022年)12月末の時価が70万円に値下がりした上場株式等を課税口座へ移管した場合は、取得価額が70万円となります。その後100万円に値上がりしたため売却した場合、譲渡益30万円(100万円-70万円)となるため、当初の購入価格からみると損失が出ている状況にもかかわらず、課税されます。